

平成25年2月8日、12日  
正副議長・全員協議会提出資料

(株) 関東実技民事再生手続開始の申立てについて

1 経 過

平成24年12月28日(金)	千葉地方裁判所松戸支部に損害賠償についての訴状を提出。
平成25年 1月18日(金)	顧問弁護士から2月22日に第1回口頭弁論期日との連絡有り。
1月28日(月)	顧問弁護士から(株) 関東実技が1月28日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行った旨の連絡有り。
2月 4日(月)	債権者説明会開催される。

2 (株) 関東実技の民事再生手続開始の申立てに至った経緯

(株) 関東実技が民事再生手続開始申立てに至った主な原因は、想定していた支払計画の変更及び投下費用の回収不足などの複合的なものであり、これにより(株) 関東実技の経営は行き詰まり、やむなく平成25年1月28日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行うに至った。なお、負債総額については、平成25年1月22日現在、債権者151名で、7億6,357万3,011円との説明があった。

3 民事再生手続開始の申立てに対する市の今後の対応

今後、民事再生手続の開始決定があれば、現在訴訟を起こしている裁判の訴額である4,988万5,108円について、債権の届出を東京地方裁判所に行う。

なお、民事再生手続が開始された後の状況に応じて、最善の方策を検討し、債権回収に努めていく。

4 その他

民事再生手続開始の対応と並行して、履行保証保険に基づく保険会社への請求を行う。